

参考資料

◆用語の解説

◆策定経緯等



用語の解説

【あ】

○いしかわ景観総合条例

石川県独自の景観施策を総合的かつ計画的に推進し、自然と人が共生した美しい石川の景観を保全・創出して次世代に継承していくため、石川県が平成 20 年に制定した条例で、既存の景観条例と屋外広告物条例を一本化したものです。

○屋外広告物法

良好な景観の形成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止を目的として、「屋外広告物の表示」「屋外広告物を掲出する物件の設置と維持」「屋外広告業」について、必要な制限を都道府県が条例で定められる法律です。

【か】

○景観アドバイザー制度

景観形成に関して専門的な知識若しくは技術又は経験を有している学識者の方々が、地域の特性を生かした景観づくりのために専門的な立場から住民、事業者等が行う景観づくりに関することや、県及び市町が行う景観づくりに関すること等に関して講演や指導・助言を行う石川県の制度です。

○景観行政団体

景観法に基づき、地域における景観行政を担う地方公共団体のことです。

○景観協定

景観法に規定されたもので、景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者及び借地権を有する者全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定することができます。

○景観計画

景観法に規定されたもので、良好な景観を形成するため、「景観計画の区域」「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」「景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針に関する事項」などを定める計画のことをいいます。

○景観計画区域

景観法に規定されたもので、景観行政団体が良好な景観の形成を図る区域のことをいいます。

○景観重要建造物

景観法に規定されたもので、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、「地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」及び「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見できるものであること」の基準に従い、景観行政団体の長が指定した重要な建造物のことです。

○景観重要公共施設

景観法に規定されたもので、景観計画区域内の道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等の公共施設のうち、良好な景観の形成に重要なものとして定められた公共施設のことです。公共施設管理者の協議・同意を得て指定されます。

○景観重要樹木

景観法に規定されたもので、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、「地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」及び「道路等の公共の場所から公衆によって容易に望見できるものであること」の基準に従い、景観行政団体の長が指定した重要な樹木のことです。

○景観地区

景観法に規定されたもので、市町が都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区です。景観地区では「建築物の形態意匠の制限」「建築物の高さの最高限度又は最低限度」「壁面の位置の制限」「建築物の敷地面積の最低限度」のうち必要なものを定めることができます。

○景観づくりリーダー制度

地域の景観づくりに関して専門的な知識を有している方々が、必要な提言や広報活動を行う石川県の制度です。

○景観農業振興地域

景観計画区域内の農業振興地域内において、景観との調和に配慮しつつ、良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地等の保全及び農業用施設等の整備を一体的に推進する必要がある場合、市町は景観農業振興地域整備計画を定めることができます。その指定区域のことです。

○景観法

平成 16 年に制定された景観を守るための法律です。景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的としています。

○建築基準法

国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律です。

【さ】

○色相・明度・彩度

色を定量的に表すマンセル表色系では、色彩を色相・明度・彩度の3属性で表現します。色相は赤、黄、緑、青といった色味のことを意味します。明度は色の明るさを意味します。彩度は色の鮮やかさを意味します。

○してんば視点場

良好な景観を眺望することができる場所のことです。

○市民アンケート

白山市まちなみ景観形成基本方針策定時(平成18年)に調査されたアンケートです。

○重要伝統的建造物群保存地区

各地に残る歴史的な集落やまちなみなど、市町が条例等により決定した「伝統的建造物群保存地区」のうち、文化財保護法の規定に基づき、特に価値が高いものとして国が選定したものです。

【た】

○地区計画

都市計画法に規定されたもので、道路、公園等の配置や建築物等について、住民の合意に基づき、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画です。

○ちょうぼうろ眺望路

眺望を確保するための帯状の空間のことです。

○都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、都市計画の内容およびその決定手続き、開発許可制度・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律です。

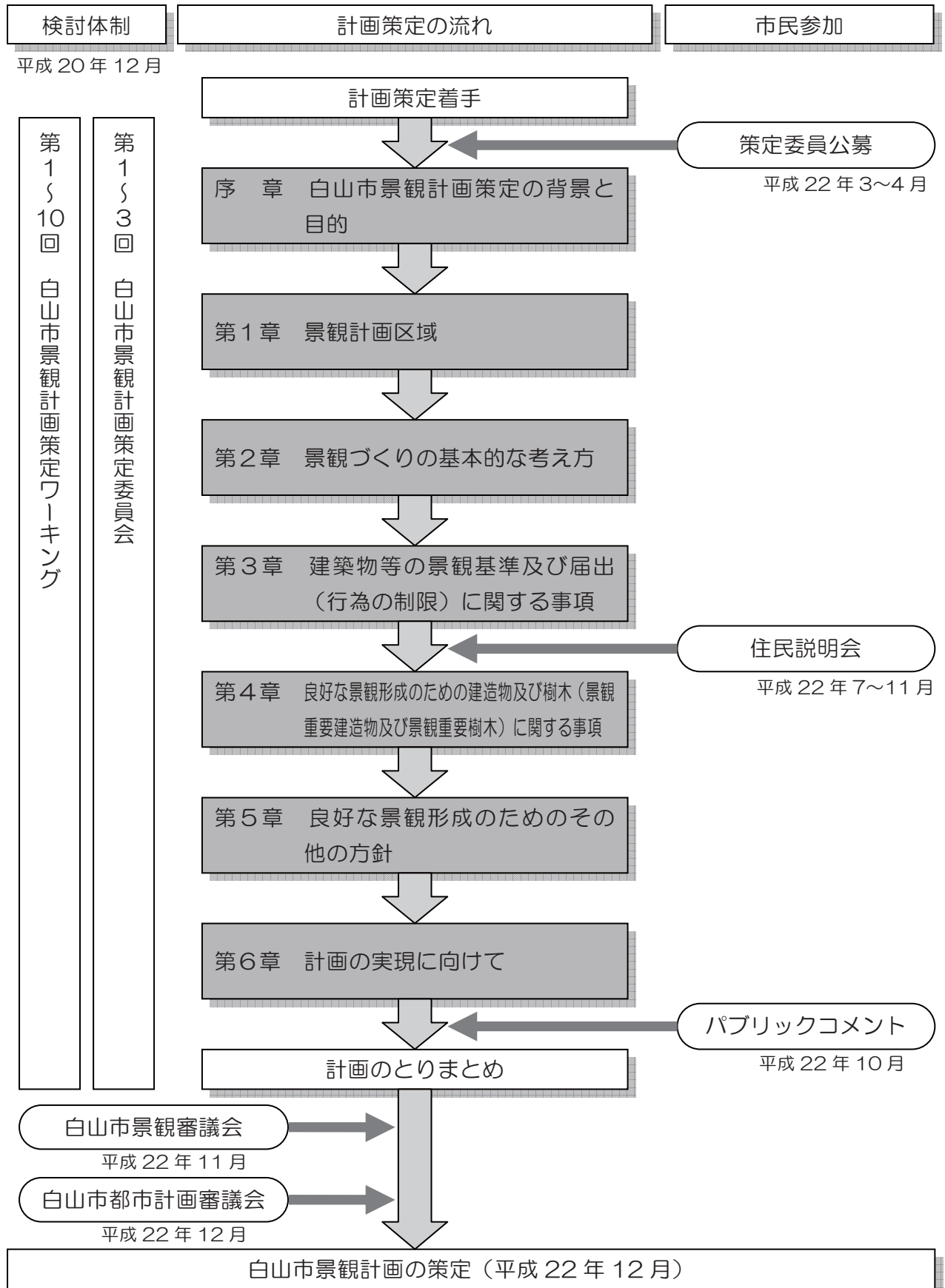
【は】

○らんかん俯瞰景観

高所から見おろす眺めのことです。

策定経緯等

■白山市景観計画の策定経緯



■白山市景観計画策定委員会の経緯及び検討内容

年 度	策定委員会
平成 22 年度	第 1 回策定委員会 （平成 22 年 5 月 18 日） ・白山市景観計画（素案）について
	第 2 回策定委員会 （平成 22 年 8 月 9 日） ・白山市景観計画（素案）の修正について
	第 3 回策定委員会 （平成 22 年 11 月 25 日） ・白山市景観計画（案）パブリックコメントの結果について ・白山市景観計画（最終案）について
	・市長へ答申

■白山市景観審議会の経緯及び検討内容

年 度	景観審議会
平成 22 年度	第 1 回景観審議会 （平成 22 年 11 月 25 日） ・白山市景観計画（案）の意見聴取について

■白山市景観計画策定委員会 委員名簿

氏 名	公 職 等
谷 明 彦	まちなみ景観審議会会長
川 畑 明	まちなみ景観審議会副会長
加 藤 博	まちなみ景観審議会委員
辰 田 忠 明	まちなみ景観審議会委員
山 田 雪香里	まちなみ景観審議会委員
赤 井 勇 英	まちなみ景観審議会委員
濱 上 ミチコ	まちなみ景観審議会委員
多 田 哲 則	まちなみ景観審議会委員
織 田 捷 二	まちなみ景観審議会委員
佐 野 賢 二	一般公募委員
木 村 芳 文	一般公募委員
高 島 陽 子	一般公募委員
宮 田 正 弘	石川県土木部都市計画課景観形成推進室次長
浦 勝 久	石川県石川土木総合事務所長
小 島 孝 夫	石川県石川農林総合事務所長

※敬称略、順不同

■白山市景観計画策定ワーキンググループ 組織体制

部 名	課 名
総 務 部	総務課
市民生活部	広報広聴課、環境課
産 業 部	農業振興課、林業水産課、商工課
観光推進部	観光課
建 設 部	土木課、市街地整備課、公園緑地課、建築指導課、営繕課
教育委員会	歴史遺産調査室
支 所	美川支所建設課、鶴来支所建設課、河内支所産業建設課、吉野谷支所産業建設課、鳥越支所産業建設課、尾口支所産業建設課、白峰支所産業建設課

■事務局

白山市建設部都市計画課

■住民説明会の開催状況

地 区	会 場	開催日
松任地区	市民交流センター	平成 22 年 7 月 6 日
鶴来地区	鶴来新町集会所	平成 22 年 7 月 14 日
美川地区	石川ルーツ交流館	平成 22 年 7 月 18 日
白峰地区 (桑島)	桑島会館	平成 22 年 9 月 30 日
白峰地区 (白峰)	白峰支所	平成 22 年 11 月 24 日



松任地区



白峰地区(桑島)

都 計 第 2 0 号
平成22年5月18日

白山市景観計画策定委員会
委員長 谷 明 彦 様

白山市長 角 光 雄

白山市景観計画について（諮問）

白山市景観計画の策定にあたり、総合的な視点から検討を行うため、貴委員会の調査審議を求めます。

平成22年11月25日

白山市長職務代理者
副市長 北 田 慎 一 様

白山市景観計画策定委員会
委員長 谷 明 彦

白山市景観計画について（答申）

平成22年5月18日付け都計第20号により諮問のありました白山市景観計画について、本委員会において総合的な視点から慎重に調査審議した結果を答申します。

なお、この答申は、地元説明会の開催などにより、市民等の意見を聴取しながら審議を重ねた結果であり、今後の市の景観行政の運営に際しては、この答申を踏まえ、美しく魅力あふれる白山市の景観を今後も守り育てより魅力的な資源として後世に伝えていただきたい。

白山市民憲章

平成20年11月3日制定

わたくしたち白山市民は、霊峰白山のもと清らかな手取川の恵みを受け、歴史と文化を育んできました。

この白山市に誇りと責任をもち、未来に向かって、夢あふれる住みよいまちをつくります。

- いのち とうと 生命を尊び、健やかな心と体を育みます。
- 自然を愛し、共に生きる美しいまちをつくります。
- 歴史と伝統に学び、未来につながる文化を育てます。
- 豊かな感性と、思いやりの心を大切にします。
- 働くこと学ぶことを喜び、活力あるまちをつくります。

白山市の花・木・鳥

平成19年11月3日制定



市の花「あさがお」



市の木「ぶな」



市の鳥「うぐいす」

白山市景観計画

平成 22 年（2010 年） 12 月策定

発行者 白山市

編集 集 白山市建設部都市計画課

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目 1 番

TEL 076-274-9558 FAX 076-274-4188

E-mail keikaku@city.hakusan.lg.jp

URL <http://www.city.hakusan.lg.jp>

写真協力 川島 志朗

制作・協力 株式会社 国土開発センタ-

印刷 株式会社 笠間製本印刷